

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 [更新]

当社は社会から信頼される企業であり続けるために、社会との共生を念頭に企業の成長を目指します。「人ひとりを大切に」、「地域社会への貢献」、「お客様を第一に」という当社の経営理念のもと、変化する社会環境の中でESG(環境・社会・統治)を重視した事業運営を行うことで、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現します。この目的を達成するために、当社の全てのステークホルダーと対話を図りながら、健全な経営を遂行してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 [更新]

[補充原則1 - 2(4)]

当社は現在、議決権の電子的行使を可能にする環境整備や招集通知の英訳を行っておりません。今後は海外投資家の比率などを踏まえて、必要に応じて、議決権行使の電子化や東証プラットホームへの参加、招集通知の英訳の実施を検討いたします。

[補充原則3 - 1(2)]

当社は現在、英語による情報開示を行っておりません。今後は海外投資家の比率などを踏まえて、必要に応じて、実施を検討いたします。

[補充原則4 - 2(1)]

経営陣の自社株報酬の制度は、現時点では導入しておりませんが、引き続きその効果の検証を行い、効果が見込める場合は導入を検討いたします。

[補充原則4 - 10(1)]

当社は、取締役の指名については、所定の選任基準に基づき社長が提案した候補者を、経験や能力を総合的に勘案して取締役会において決定しております。また取締役の報酬については、株主総会でご承認頂いている報酬枠の範囲内で、個々の報酬額を取締役会にて決定しております。指名・報酬に係る任意の諮問機関等の設置は予定しておりませんが、社外取締役4名からなる監査等委員会がその役割を担うなど、現行の体制と決定プロセスにおいて、統治機能は働いていると認識しております。

[補充原則4 - 11(3)]

当社は、取締役会の実効性の分析・評価や開示について、当社の実態を踏まえた有効な方法を今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 [更新]

以下の開示事項の多くは、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方をまとめた「大倉工業グループ コーポレートガバナンス基本方針」(以下、「基本方針」といいます)にて規定しております。基本方針につきましては、下記をご覧ください。

「大倉工業グループ コーポレートガバナンス基本方針」

<http://192.168.201.68/site6/web/ir/governance.pdf>

[原則1 - 4 政策保有株式]

当社は、投資先企業との取引その他関係の維持・強化等事業活動上の必要性や中長期的な経済合理性等を総合的に勘案して、保有の必要性が認められる株式のみを政策保有株式として保有いたします。さらに、株価の変動リスクや発行体企業の信用リスク等を勘案して毎年1回全投資銘柄の評価を行い、当社グループの持続的成長に欠かせないと判断した場合に限って継続保有するものとします。当該判断がなされない銘柄については、株価や市場動向を踏まえながら適宜処分します。

また、政策保有株式の議決権の行使については、個別に議案の内容を精査したうえで、株主利益を軽視するような内容であったり、反社会的行為が発生している等の個別具体的な事情が無い限りにおいて、当該会社の提案する議案を尊重いたします。

[原則1 - 7 関連当事者取引]

当社が取締役との間で法令に定める利益相反取引を行うに当たっては、必ず事前に取締役会及び監査等委員会の承認を受けるものとします。

[原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社は、企業年金の積立金の運用が従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金担当組織が運用機関に対するモニタリング等の適切な活動を実施できるよう、必要な経験や資質を備えた人材を配置するとともに、その育成に努めています。

[原則3 - 1 情報開示の充実]

()会社の目指すところ(経営理念)や経営戦略、経営計画

1)企業の使命、経営理念、事業価値

以下のURLにおいて開示しております。

http://www.okr-ind.co.jp/company/corporate_mission.html
<http://www.okr-ind.co.jp/company/philosophy.html>
http://www.okr-ind.co.jp/company/corporate_brand.html

2)中期経営計画

以下のURLにおいて開示しております。

<http://www.okr-ind.co.jp/ir/news/20160218.pdf>

()コーポレートガバナンスに関する考え方と基本方針

当社は社会から信頼される企業であり続けるために、社会との共生を念頭に企業の成長を目指します。「人ひとりを大切に」、「地域社会への貢献」、「お客様を第一に」という当社の経営理念のもと、変化する社会環境の中でESG(環境・社会・統治)を重視した事業運営を行うことで、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現します。この目的を達成するために、当社の全てのステークホルダーと対話を図りながら、健全な経営を遂行してまいります。

()取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、当社の業績や経営環境、各取締役の職務や経験、業績に対する貢献度及び従業員に対する処遇との整合性等を考慮して、監査等委員でない取締役については社長が報酬決定方法を監査等委員会に事前に諮問し同意を得た上取締役会で決定し、監査等委員である取締役については監査等委員会で決定いたします。なお、監査等委員でない取締役の報酬につきましては、株主総会において必要な場合には監査等委員会が意見陳述を行います。

()取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての手続

当社取締役会が、取締役会全体としての知識・経験・能力等のバランスと多様性を考慮し、社内取締役につきましては各事業分野や財務会計・経営管理・人事・研究開発等の分野における専門能力や知見等を有する人材を、社外取締役につきましては多様なステークホルダーや社会全般的な観点から成長戦略やガバナンスの充実等について積極的に問題提起や助言を行うことができる人材指名しております。

なお、社内取締役については原則執行役員の中から選任するものとし、その候補者の指名につきましては、社長が候補者を監査等委員会に事前に諮問し同意を得た上で取締役会にて決定し、株主総会に上程しております。また当該株主総会におきましては、監査等委員でない取締役の指名に関して、必要な場合には監査等委員会が意見陳述を行います。

()個々の選任・指名についての説明

社外取締役候補者の指名については、定時株主総会招集ご通知の参考書類により開示を行っております。その他については、「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」をご参照ください。

[補充原則4 - 1(1) 経営陣の委任の範囲の概要]

当社取締役会は、重要な財産の処分及び譲受け、資金計画の決定、重要な組織の設置及び変更など法令・定款において取締役会で決議すべきものと定められた事項について、規程に基づき取締役会の決議事項と定めてあります。

[原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用]

当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たす2名の社外取締役を選任しています。

[原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、社外取締役の選任にあたり、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に従い、独立性を判断しています。

[補充原則4 - 11(1) 取締役会全体としての多様性、規模等に関する考え方]

当社取締役会は、監査等委員でない取締役の員数を最大20名、監査等委員である取締役の員数を最大5名で構成します。

当社取締役会は、求められる役割と責務を果たし、また取締役会全体での多様性を保つべく、各事業領域における識見や能力を備える者がバランスよく取締役として選任されるという観点に基づいて候補者を指名します。

[補充原則4 - 11(2) 取締役の兼任状況]

当社取締役の他の上場会社役員の兼任状況は、毎年、「定時株主総会招集ご通知」の添付書類である「事業報告」に記載しております。

[補充原則4 - 11(3) 取締役会の実効性評価]

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】をご参照ください。

[補充原則4 - 14(2) 取締役に対するトレーニングの方針]

当社は、取締役に対して、取締役に求められる役割と責務を果たすため、会計、法律及び当社の事業に関する特有の知識の取得を目的とする研修等の機会を提供するとともに、その費用を負担しております。

[原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する建設的な対話を目的とする株主、投資家との対話を促進します。

株主との建設的な対話全般は、コーポレートセンター担当取締役が統括し全体調整を図ります。

個人株主の対応窓口を総務部、機関投資家等の対応窓口を経理部と定め、対話の目的に応じて、代表取締役又は取締役が面談に対応するなど、円滑かつ効果的な対話の推進に努めます。

株主との建設的な対話を補助するために、コーポレートセンターの各部門及び各事業部門の責任者が相互に情報を共有し、有機的に連携しながら対応いたします。

当社は、株主名簿管理人の協力の下に、隨時当社の株主構造の把握に努めます。

当社は、半期ごとに機関投資家向けの決算説明会を開催するほか、個別対話や工場見学会、TV会議等の多様な手段で対話に臨みます。

対話等に応じた取締役等は、対話を通じて得られた株主の関心、意見、懸念等を取締役会に報告し、取締役はその内容を共有します。

内部者取引防止規程に則り会社情報を管理し、インサイダー情報の漏えいを防止します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
住友化学株式会社	4,818,000	8.09
株式会社中国銀行	2,911,314	4.89
オークラ共栄会	2,537,246	4.26
大倉工業株式会社	2,484,070	4.00
株式会社百十四銀行	1,920,391	3.22
日本生命保険相互会社	1,875,443	3.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,805,000	3.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,624,000	2.73
住友林業株式会社	1,579,100	2.65
三井住友海上火災保険株式会社	1,358,000	2.28

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
櫻井 茂樹	他の会社の出身者										
馬場 俊夫	弁護士										
北田 隆	公認会計士										
藤岡 聰	他の会社の出身者										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d,e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
櫻井 茂樹			当社株主株式会社中国銀行の元従業員	金融機関出身者としての広範な知見を活用し、職務を行うため。
馬場 俊夫				弁護士としての専門知識を活用し、中立的な立場から職務を行うため。 同氏は東京証券取引所等の定めに基づく「独立役員」として同取引所等に届け出ております。
北田 隆				公認会計士としての専門知識を活用し、中立的な立場から職務を行うため。 同氏は東京証券取引所等の定めに基づく「独立役員」として同取引所等に届け出ております。

藤岡 聰		当社筆頭株主住友化学株式会社子会社の従業員	総合化学メーカーとしての広範な知見を活用し、職務を行うため。
------	--	-----------------------	--------------------------------

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は内部監査室と連携して監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人から監査計画や監査重点項目の説明を受ける他、中間・期末決算毎の会計監査結果及び支店等の監査実施状況の報告を受け、必要に応じて意見交換を行います。
また、内部監査室は、各部門及び子会社の資産、会計、業務等の全般に関して定期的に内部監査を実施し、監査結果は各取締役に報告します。
半年毎の内部監査計画と監査実施状況についても、監査等委員会に報告します。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

取締役の報酬については、取締役会の一任により、代表取締役が監査等委員会と協議検討の上で、業績や経済環境を勘案して総合的に決定しているため。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、各期に取締役へ支払った報酬の総額を記載しております。なお、有価証券報告書については、EDINET（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）を通じて公衆縦覧に供しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、当社の業績や経営環境、各取締役の職務・経験・業績に対する貢献度及び従業員に対する処遇との整合性等を考慮して、監査等委員でない取締役については社長が報酬決定方法を監査等委員会に事前に諮問し同意を得た上取締役会で決定し、監査等委員である取締役については監査等委員会で決定いたします。なお、監査等委員でない取締役の報酬につきましては、株主総会において必要な場合には監査等委員会が意見陳述を行います。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の職務を補佐する専任スタッフはありませんが、事務局である総務部が適宜、日常の業務執行に関するサポートを行っております。また、必要に応じて、内部監査室員が監査等委員会の監査をサポートする体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会において業務執行を担当する各取締役が業況を隨時報告しております。また、社内委員会や全体会議についても、代表取締役及び担当取締役が常に出席しております。監査については、常勤1名、かつ社外4名からなる監査等委員会が監査を行うとともに、内部監査室(5名)が内部監査を行っております。また、有限責任監査法人トーマツ(公認会計士 久保譽一 1年、越智慶太 3年)による会計監査を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査等委員会制度を導入しております。その理由は、当社の監査等委員会は、実効的な経営監視機能を有しているからであります。監査等委員は取締役会の議決権を有し、常時取締役会に出席し、監査・監督を行うなど、金融機関出身の常勤監査等委員1名を含む豊富な知見を有する社外監査等委員4名で構成されております。

また、内部監査室は経理部出身者等で構成されており、監査等委員会や監査法人とも密に連携して、有機的に機能しております。

さらに当社は、執行役員制度を導入し、執行役員が、取締役会の決定事項を迅速に執行し、取締役会は会社の経営の基本方針の決定、業務執行の監督に徹する体制になっております。

また当社は、取締役、執行役員及び経営幹部にて構成される経営会議を設置し経営上の重要事項を協議検討しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回アナリスト及び機関投資家を対象とした説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.okr-ind.co.jp/okhp/w.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部総務課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営基本構想2004」等

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システムの基本方針」に基づき、内部統制活動を行っております。

また、当社は事業部制度をとっており、各事業部が行う活動の適正を担保するために、コーポレートセンター内に法務・知的財産・環境・情報セキュリティ・安全衛生等に係わる各種リスクに対応するための機能を有した組織を設置しております。これらの組織が全社的なリスクに対して網羅的に管理を行っております。特に製品の品質については、専門部署が全社的な観点に基づき、各事業部門の品質管理担当部署と連携しながら定期的に品質内部監査を実施するなどして、品質マネジメントシステムの維持改善に努めております。

また、当社は事業活動において法令等を遵守するためにコンプライアンス・プログラムを策定・実施しております。加えて、事業活動の効率性を確保するために、コーポレートセンター担当部署が年度予算計画及び3ヶ年にわたる中期経営計画に基づいて、定期的に進捗管理を行っております。

さらに、グループ子会社及び関連会社の業務の適正を確保する目的で、グループ経営者会議等を定期的に開催し、情報を共有化することに加えて、内部監査室が隨時監査を行うことによりリスク低減を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力や団体に対しては、毅然とした態度で臨み、対決し、一切の関係を遮断します。

この考え方は、当社の「倫理行動基準」に明記した上で、全従業員に配布しております。

社内体制としては、本社総務部を対応統括部署と定め、警察当局、関係団体、顧問弁護士等と連携して、反社会的勢力に関する情報収集及び情報共有を行うとともに、有事の際の組織対応の整備に努めております。

また、不当要求等の行為に対しては、当社の「倫理行動基準」及び「ケーススタディ集」を用いた職場教育を通じて、日常的に啓発活動を継続しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、企業価値の向上が、企業としての当社の重要な責務であると認識しております。この認識のもと、当社では、製品開発力・技術開発力の向上、利益指向のオペレーション等に取り組むことによって、国際競争力・収益力の向上を可能とするための体制構築に努めております。収益力を高め、企業価値を向上させることができ、株主の皆様の利益につながり、それがより多くの投資家層を広げ、資本の長期的な安定をもたらすと考え、これこそが企業買収に対する最も有効な防衛策であると認識しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、コーポレートセンター担当取締役を「情報取扱責任者」に指名し、会社情報の種類に応じて下記の体制で適時開示を行っております。

(1) 決算情報

決算情報につきましては、各事業部長及び関係会社社長から提出された資料に基づき、経理部にて計算書類等の決算関係資料を作成しております。この資料は、経理部より取締役会に付議されます。

その後、取締役会にて決議された情報は、東京証券取引所においては経理部からTDnetを利用し、また記者発表においては総務部から各記者クラブへの記事投げ込みにより、決議後速やかに開示がなされる体制となっております。

(2) 決定事実

決定事実につきましては、各事業部長及び関係会社社長から提出された資料及び情報について、当社の取締役会規則に基づいて、取締役会への付議の要否を総務部及び経理部が共同で検討いたします。その結果、取締役会への付議が決定した事項については、取締役会決議後速やかに、東京証券取引所においては経理部からTDnetを利用し、また記者発表においては総務部から各記者クラブへの記事投げ込みにより、速やかに開示がなされる体制となっております。

(3) 発生事実

発生事実につきましては、突発的に発生した情報を各事業部及び関係会社が入手した場合は、重要情報管理内規に基づいて「情報取扱責任者」であるコーポレートセンター担当取締役に速やかに報告されます。さらにコーポレートセンター担当取締役より、情報の重要性に鑑みて、社長、各取締役、関係各部署に情報が報告されます。その後総務部及び経理部を中心とするコーポレートセンターが、「有価証券上場規程」に基づいて、発生事実による開示の要否を確認し、必要ある場合には、東京証券取引所においては経理部からTDnetを利用し、また記者発表においては総務部から各記者クラブへの記事投げ込みにより、速やかに開示がなされる体制となっております。